

「住基ネット」が本格稼働

新サービスが始まります

住基ネットとは…

市区町村が管理している住民基本台帳を結び、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードとこれらの変更情報により、全国共通に本人確認を行う地方公共団体共同のシステムです。

住民票の写しの交付は、これまで、住民登録地で行か行えませんでした。が、八月二十五日(月)からは、全国どこの市区町村でも交付できるようになります。

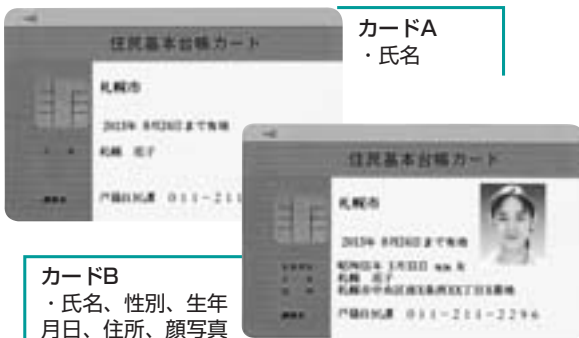
申請される方は、窓口で本人確認書類を提示すると、本人と同一世帯員分の「広域交付住民票」の交付を受けられます。なお、本籍や戸籍筆頭者氏名の記載は省略されます。

サービス1
全国どこでも
住民票の写しを交付

住民サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、昨年8月に運用を開始した「住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)」。パスポートの申請の際に、住民票の写しの提出が不要になるなどのサービスが始まっています。

今後、法律で住基ネットを利用可能とされた行政事務について、手続きの簡素化が順次進められていきます。ここでは、8月25日(月)の本格稼働により始まる、新しいサービスについて紹介します。

■住民基本台帳カードの記載事項



カードA
・氏名

カードB
・氏名、性別、生年月日、住所、顔写真

また、カードを利用したインターネット上での行政手続きなどが、今年度中に可能になる予定です。

申請受付開始日 8月18日(月)。
発行日 8月25日(月)から。

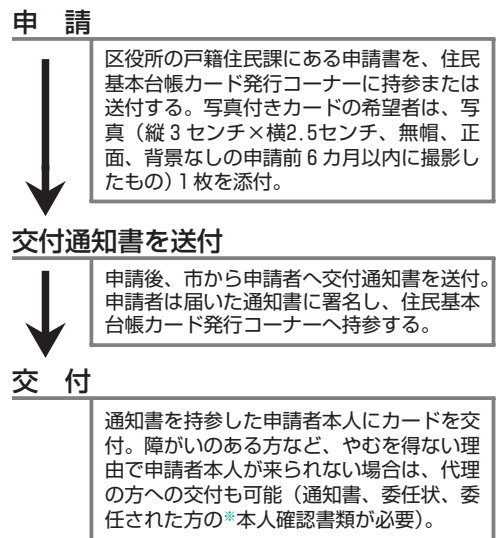
詳細
区役所(14区)の戸籍住民課
ホームページ: <http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/>

※本人確認書類＝住民基本台帳カードのほか、官公署が発行した免許証などで、本人の写真が添付され、改ざん防止加工がされているもの(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)。

現在は、市外へ引っ越しする場合、住んでいる市区町村に転出届を出し、発行される転出証明書を引き越し先の市区町村に持参し転入届を出します。これが、八月二十五日(月)から住民基本台帳カードをお持ちの方に限り、窓口での手続きが一度で済むようになります。具体的には、あらかじめ、これまで住んでいた市区町村へ転出届を送付しておき、引っ越し先の市区町村でカードを添えて、転入届を出すこととなります。

サービス2
住基カードで転入・転出手続きが簡単に

住民基本台帳カードの申請方法



●申請当日にカードを交付することもできます
次の必要書類をお持ちください。
申請者が本人の場合＝申請者の*本人確認書類
申請者が法定代理人の場合＝法定代理人の*本人確認書類、法定代理人であることを証明する戸籍謄本など

サービス3
希望者に住民基本台帳カードを発行

八月二十五日(月)から、希望者に「住民基本台帳カード(住基カード)」を発行します。

受付・交付場所市役所(中央区北1西2)2階住民基本台帳カード発行コーナー。
交付手数料500円程度。第2回定例市議会(8月6日(水)最終日)で決定。

本人確認の手段となるこのカードには、住民票コード、暗証番号が記録されており、偽造・盗用防止機能があります。二種類(上)あるうちの写真付きのものは、公的な本人確認の証明書としても利用できます。

また、カードを利用したインターネット上での行政手続きなどが、今年度中に可能になる予定です。

▼9月下旬から区役所を巡回し、期間限定でカード発行業務を行います。詳しくは、本誌9月号以降、区民のページでお知らせします。